

平成19年2月8日

株 主 各 位

神戸市中央区明石町47番地
(本社事務所 大阪市中央区瓦町三丁目3番10号)

日本毛織株式会社
代表取締役社長 降井利光

第176回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第176回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成19年2月26日(月曜日)午後5時55分までに到着するよう、折返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年2月27日(火曜日)午前10時
2. 場 所 神戸市中央区下山手通四丁目16番3号 兵庫県民会館 11階ホール
3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
- 1 第176期(平成17年12月1日から平成18年11月30日まで)事業報告、連結計算書類ならびに計算書類報告の件
 - 2 会計監査人および監査役会の第176期(平成17年12月1日から平成18年11月30日まで)連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件(1)
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名予選の件
- 第6号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件
- 第7号議案 定款一部変更の件(2)
- 第8号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の導入の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正する必要性が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ(<http://www.nikke.co.jp/>)において掲載いたしますのでご了承ください。

事業報告

(平成17年12月1日から
平成18年11月30日まで)

企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における経済環境は、設備投資の増加や輸出を背景に企業業績は引き続き好調で、雇用環境も改善に向かい、緩やかながら戦後最長であった「いざなぎ景気」を上回ることとなりました。しかし懸念材料であった原油価格の高騰が素材価格の上昇へと波及し、また米国経済の減速や一旦回復しかけた個人消費も鈍化し、本格的な景気拡大には至りませんでした。

このような情勢のなか、当社グループは「2004年 - 2006年ニッケグループ中期経営計画」の最終年度として、計画達成に向け重点戦略に沿い、以下の施策を実施いたしました。

繊維事業におきましては、中国における織物一貫生産体制をさらに増強し、中国や欧米への販路拡大を推し進めるとともに、国内では生産効率のさらなる向上を目的に紡績工場の再編を行いました。

非繊維事業におきましては、「ニッケコルトンプラザ」のイースト館をリニューアルし集客力の維持向上を図るとともに、遊休土地の収益事業化やペット関連事業の統廃合により、収益基盤の強化を図りました。

また、生活・産業資材分野を今後の成長領域としてとらえ、これまでの当社グループにはない合繊技術の獲得と既存の産業資材・スポーツ事業とのシナジー効果を目的に、株式会社ゴーセンをグループに加えしました。

以上の結果、連結売上高は815億円余（前期758億円余）、連結経常利益は65億円余（前期63億円弱）、連結当期純利益は41億円強（前期37億円余）となりました。

事業の種類別セグメントの概況は以下のとおりです。

繊維事業

(衣料繊維製品)

梳毛織糸は、昨冬からの消費回復と婦人服分野でのウール回帰による国内需要の増加や、中国に立ち上げた染色会社「江陰日毛印染有限公司」の生産寄与により、増収となりました。ニット系は中国等への販売が増加し、増収となりました。

紡毛糸は新規販路開拓で増収となりました。手編毛糸は新商品の開発に努め、増収となりました。

紳士服は、「クールビズ」・「ウォームビズ」対応素材を含めた新機能・高付加価値素材の開発および他社とのコラボレーションによる商品開発を進め、大型専門店・百貨店・有力アパレルなどへの製品納入を含めた取り組みを強化いたしました。しかし、スーツ需要の減少・ブラックフォーマル市場の縮小等、市場構造が大きく変化しつつあるなか、流通段階での在庫調整により受注が伸びず、減収となりました。

婦人服は、上質感・高品質素材が求められるようになり、ウールおよび天然複合差別化素材を武器に、アパレルの高級ブランドやヤングキャリアブランドと取り組みを強化した結果、増収となりました。

スクールユニフォームは、私学小等部の開設、公立の小中一貫校の新設、公立中学・高校の全国的な統廃合の進展、教育改革に伴う新しい形態校の設立等、環境変化による制服のモデルチェンジ校が増加するなど活性化しました。当社グループは、学校・業界に対し、高品質・高付加価値・高機能素材の積極的な企画・開発・提案を行い、さらにニット製品など周辺商品を拡販した結果、増収となりました。

ビジネスユニフォームは、景況感の確かな回復傾向が企業業績に見えはじめましたが大口需要には直結せず、また官公庁の予算削減の影響を受け、市場は厳しい環境で推移しました。当社グループは、新機能・高付加価値素材の開発・提案を積極的に進め、QR製造、拠点業者対策など粘り強い対応を行った結果、前期並みの実績となりました。

(繊維資材製品)

産業用資材は、衣料用芯地・手芸用途などの長期低迷に歯止めがかからず、また産業用耐熱不織布・ガラス研磨用フェルト等の需要減少もありましたが、自動車およびOA機器向け不織布と焼却炉用フィルターが好調に推移し、加えて輸出を含む楽器用フェルトの需要回復も手伝って、増収となりました。

寝装品は、生産・流通の構造変化が続くなか、中国生産の拡大、新規販売ルートの開拓、不採算品の見直し等を行いました。主力のギフト・専門店ルートの苦戦が響き、減収となりました。

カーペットは、新規住宅着工戸数ならびに民間の設備投資も増加基調となり、国内建設市場に回復の兆しが見られましたが、度重なる石油化学資材の高騰と中国からの低価格品の輸入増加により厳しい状況が続きました。当社グループは、家庭用カーペット分野における新商品の投入と新築ホテルへの納入で実績をあげ

ましたが、テニスサーフェスの販売が苦戦し、ほぼ前期並みの実績となりました。

以上の結果、繊維事業の当連結会計年度の売上高は531億円弱と前期比5.7%増となりました。

非繊維事業

ショッピングセンター事業は、「ニッケコルトンプラザ」のイースト館をリニューアルオープンしたため、工事期間中の賃料減により、減収となりました。

スポーツ事業は、ゴルフ関係ではほぼ前期並みとなりましたが、テニススクールの新店舗の本格稼働と利用者数の増加により、増収となりました。

乗馬・ペット関連事業、介護事業、通信関連事業、アミューズメント事業は、利用者数の増加、施設数の増加ならびにグループ会社の増加により、いずれも増収となりました。

不動産事業は、遊休地を新たに商業施設に開発したほか、大口物件の完工により、増収となりました。

エンジニアリング事業は、自動車業界を中心とした設備投資は旺盛でありましたが、一部主要顧客の計画先送り等もあり、前期並みの実績となりました。

以上の結果、非繊維事業の当連結会計年度の売上高は284億円余と前期比11%増となりました。

事業の種類別セグメントの売上高推移は下表のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	第 173 期 (平成15年度)	第 174 期 (平成16年度)	第 175 期 (平成17年度)	第 176 期 (平成18年度：当期)
織 維 事 業	51,433	49,823	50,210	53,076
非 織 維 事 業	21,633	23,298	25,598	28,424
合 計	73,066	73,122	75,808	81,500

2. 設備投資、資金調達の状況

繊維事業では、国内において生産効率の向上を目的とした紡績工場の再編を実施し、環境負荷軽減のためガスボイラーへの転換等を行いました。また繊維資材分野においても、アンピック株式会社の設備増強を行いました。

非繊維事業では、施設の保全ならびに機能向上のための定期的な投資に加えて、さらなる集客力の向上を目的に商業施設の一部をリニューアルいたしました。

なお、これらの投資にかかる資金は自己資金でまかないました。
当連結会計年度は、新株発行、社債発行等特別な資金調達は行っていません。

3. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

重要な該当事項はありません。

4. 他の会社の事業の譲受けの状況

重要な該当事項はありません。

5. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得の状況

当社は、平成18年8月28日付で、繊維資材事業やスポーツ事業とのシナジーを目的に株式会社ゴーセンの株式100%を投資事業有限責任組合シナジーファンドより取得いたしました。

6. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

重要な該当事項はありません。

7. 財産および損益の状況の推移

区 分	第 173 期 (平成15年度)	第 174 期 (平成16年度)	第 175 期 (平成17年度)	第 176 期 (平成18年度：当期)
売 上 高	百万円 73,066	百万円 73,122	百万円 75,808	百万円 81,500
経 常 利 益	百万円 4,893	百万円 5,287	百万円 6,278	百万円 6,519
当 期 純 利 益	百万円 2,713	百万円 3,147	百万円 3,724	百万円 4,143
1株当たり当期純利益	31円80銭	37円95銭	44円86銭	50円23銭
総 資 産	百万円 114,848	百万円 118,069	百万円 133,878	百万円 138,718
純 資 産	百万円 60,696	百万円 65,227	百万円 76,187	百万円 78,115
1株当たり純資産額	731円96銭	795円09銭	923円24銭	929円77銭

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。

8 . 対処すべき課題

当社グループは、持続的な成長と収益性向上に向けて、2008年度に売上高1,000億円超、営業利益83億円、純利益50億円を目指す「ニッケグループNN 2008経営計画」を策定し、来年度はそのためのステップとして位置付け、具体的取り組みを推進することとしています。

衣料繊維分野では、新たなニーズを創出する素材開発と迅速な商品開発を進め、また、中国の織物一貫生産体制を武器とした国際ビジネスの着実な拡大を目指します。

生活・産業資材分野とエンジニアリング分野では、独自性のある技術開発と商品提供を徹底するとともに、グループ企業間のシナジー効果を追求します。

生活関連分野では、スポーツ事業やペット事業、通信関連事業を中心とした事業拡大と競争力の維持向上による収益安定化を図ります。

当社は2006年12月3日に創立110周年を迎え、記念の2大イベントとして、2005年度より「ニッケ全日本テニス選手権」へ特別協賛し、2006年度より「ニッケPure Heartエッセー大賞」を立ち上げました。今後も、これらの活動を通じて、コーポレートブランドの社会的認知度向上と当社グループのイメージ向上を図ってまいります。

また、法令遵守や危機管理を一層徹底するため、「ニッケグループ企業倫理規範」のさらなる定着と実践を推進するとともに、より実効性のある内部統制システムの構築に取り組んでまいります。

9. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
アカツキ商事株式会社	50 百万円	100.0 %	毛織物・製品の販売
佐藤産業株式会社	95	50.1	製品の販売および不動産の賃貸
大成毛織株式会社	30	100.0	毛織物製造
株式会社中日毛織	10	100.0	同上
青島日毛織物有限公司	2.5 百万米ドル	80.0	同上
尾州ウール株式会社	30 百万円	100.0	毛糸製造
江陰日毛紡績有限公司	12 百万米ドル	60.0	同上
アンビック株式会社	100 百万円	100.0	不織布・フェルトの製造販売
ニッケ商事株式会社	35	100.0	毛織物・製品の販売
双洋貿易株式会社	10	100.0	馬具・乗馬用品の製造販売
株式会社ジーシーシー	12	51.2	携帯電話の販売
株式会社ニッケ・ケアサービス	10	100.0	介護事業
ニッケ不動産株式会社	30	100.0	建設・不動産、損保代理
株式会社ニッケ機械製作所	50	100.0	産業用機械の製造販売
株式会社ケンウッド ティー・エム・アイ	80	73.4	電子・電気計測器の製造販売
株式会社ゴーセン	100	100.0	スポーツ用品・釣具・産業資材の製造販売

当社の連結子会社は上記の重要な子会社16社を含め45社であり持分法適用会社は5社であります。

(3) その他

平成18年2月10日付で佐藤産業株式会社は、当社の出資比率が増加したことにより子会社となりました。

平成18年8月28日付で株式会社ゴーセンの株式を取得し、子会社といたしました。

平成18年12月1日付で株式会社ケンウッド ティー・エム・アイは、株式会社テクシオに商号変更しました。

平成18年12月1日付で株式会社ナカヒロは、当社の出資比率が増加したことにより子会社となりました。

10. 主要な事業内容

事業	主要製品または施設名
繊維事業 紡績 テキスタイル ユニフォーム インテリア資材	梳毛糸（織糸・ニット糸・手編糸）、紡毛糸 紳士服、婦人服、受託整理加工、縫製加工 スクールユニフォーム、ビジネスユニフォーム、 官公庁制服、防災衣料、スクールセーター 不織布、プレスフェルト、ハンマーフェルト、工業用絨、 毛布、ふとん、カーペット、テニスサーフェス
非繊維事業 ショッピングセンター スポーツ 乗馬・ペット用品 介護 通信 アミューズメント 不動産 エンジニアリング他	ショッピングセンター ゴルフコース・練習場、乗馬クラブ、テニススクール、 バッティングセンター 乗馬用品、ペット用品、ペットフード 介護サービス 携帯電話販売 ボウリング場、カラオケ施設 賃貸、管理、建設、販売 産業用機械、電子・電気計測器、スポーツ用品、釣具、 産業資材

11. 主要な営業所および工場

(1) 当社

営業所 本店（神戸市中央区） 東京支社（東京都中央区）
 本社事務所（大阪市中央区）
 工場 印南工場（兵庫県加古川市） 岐阜工場（岐阜県各務原市）
 一宮工場（愛知県一宮市）
 商業施設 ニッケパークタウン（兵庫県加古川市）
 ニッケコルトンプラザ（千葉県市川市）

(2) 子会社

アカツキ商事株式会社（東京都墨田区）
 アンピック株式会社（兵庫県姫路市）
 株式会社ニッケ機械製作所（兵庫県加古川市）

12. 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
4,029名	445名増

(注) 従業員数は就業人員であり、雇用期間の定めのある者(期中平均1,005名)は含んでおりません。

13. 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,925 百万円
株式会社三井住友銀行	3,181
株式会社みずほ銀行	1,966
株式会社みずほコーポレート銀行	1,706

会社の状況に関する事項（平成18年11月30日現在）

1．株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 192,796,000株
- (2) 発行済株式の総数 88,478,858株
- (3) 株主数 10,923名
- (4) 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する大株主
該当する株主はありません。
- (5) その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

2．新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における取締役、その他役員の保有する新株予約権の状況
該当事項はありません。
 - (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
 - (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。
- (注) 平成15年2月25日開催の定時株主総会決議に基づき、平成15年5月16日付で第1回新株予約権方式ストックオプションを発行していますが、当事業年度末日において当社従業員および子会社役員が保有する新株予約権の状況および内容は以下のとおりです。
- ・新株予約権の総数
71個
 - ・新株予約権の目的となる株式の種類および総数
普通株式 71,000株（新株予約権1個につき1,000株）
 - ・新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額
新株予約権1個につき466,000円

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および他の法人等の代表状況等
取 締 役	中 井 宏 明	取締役会議長
取 締 役 社 長	降 井 利 光	
取 締 役	谷 憲 治	技術管掌（技術統括委員長、地球環境委員長）、 常務執行役員エンジニアリング事業部長
取 締 役	松 村 博 昭	繊維営業管掌（マーケティング委員長、国際事業委員長）、 常務執行役員インテリア資材事業本部長 日毛（上海）貿易有限公司董事長
取 締 役	山 本 義 行	社長補佐（人事労務委員長）、 常務執行役員東京支社長兼財務部長
取 締 役	池 田 康 之	アンビック株式会社代表取締役社長
取 締 役	佐 藤 光 由	執行役員経営企画室長
取 締 役	丹 羽 一 彦	弁護士（中央国際法律事務所代表）
常 勤 監 査 役	岸 本 紀 雄	
常 勤 監 査 役	聖 澤 良 二	
監 査 役	近 藤 定 男	
監 査 役	中 村 俊 雄	

(注) 1. 印は代表取締役であります。

2. 印は平成18年2月24日開催の第175回定時株主総会において、新たに選任され就任した取締役ならびに監査役であります。
3. 取締役 櫻根哲郎、磯崎幸士、星田和紘の3氏は、平成18年2月24日開催の第175回定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
4. 当期中の取締役の地位の異動

氏 名	異 動 前	異 動 後	異動年月日
中井宏明	取 締 役 会 長	取 締 役	平成18年2月24日
谷 憲治	常 務 取 締 役	取 締 役	平成18年2月24日
松村博昭	常 務 取 締 役	取 締 役	平成18年2月24日
山本義行	常務取締役、代表取締役	取 締 役	平成18年2月24日

5. 当期中の取締役および監査役の担当および他の法人等の代表状況等の異動

氏 名	異 動 前	異 動 後	異動年月日
谷 憲治	技術管掌（技術統括委員長、地球環境委員長）、 紡績事業本部長兼エンジニアリング事業部長	技術管掌（技術統括委員長、地球環境委員長）、 常務執行役員エンジニアリング事業部長	平成18年2月24日
松村博昭	繊維営業管掌（マーケティング委員長、国際事業委員長）、 ユニフォーム事業本部長	繊維営業管掌（マーケティング委員長、国際事業委員長）、 常務執行役員インテリア資材事業本部長	平成18年2月24日

氏名	異動前	異動後	異動年月日
山本義行	社長補佐(人事労務委員長)、 東京支社長	社長補佐(人事労務委員長)、 常務執行役員東京支社長	平成18年2月24日
	社長補佐(人事労務委員長)、 常務執行役員東京支社長	社長補佐(人事労務委員長)、 常務執行役員東京支社長 兼 財 務 部 長	平成18年8月28日
池田康之	インテリア資材事業本部長兼 インテリアカンパニー事業部長	アンピック株式会社 代表取締役社長	平成18年2月24日
佐藤光由	経営企画室長	執行役員経営企画室長	平成18年2月24日

6. 取締役 丹羽一彦氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
7. 監査役 近藤定男、中村俊雄の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額	摘要
取締役	8名	165百万円	平成元年2月27日開催の定時株主総会で決議された報酬限度額は取締役月額16百万円以内、監査役月額5百万円以内であります。
監査役	4名	39百万円	
合計	12名	204百万円	

- (注) 1. 平成18年2月24日開催の第175回定時株主総会の翌日以降在任した取締役および監査役を対象としております。
2. 支給額には当事業年度に係る取締役賞与の支給見込額27百万円を含んでおります。
3. 使用人兼務取締役の使用人分の給与(賞与を含む)14百万円は含んでおりません。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有恒監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 16百万円

当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 18百万円

- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と証券取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておりませんので、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

会社の体制および方針

「内部統制システム構築の基本方針」

当社は平成18年5月29日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を下記のとおり決議いたしました。

当社は会社法および会社法施行規則に基づく「内部統制システム構築の基本方針」を以下のとおり定め、内部統制システムの更なる構築に努めるとともに、社会経済情勢等の変化に対応し、管理体制の継続的な改善と向上を図る。

1．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、取締役会規則に取締役会付議・報告基準を制定し、当該付議・報告基準に則り会社の業務執行を決定する。
- (2) 社外取締役を招聘し、取締役会が適法に行われていることを独立的な立場から監督する。
- (3) 代表取締役からの諮問を受け、指名・報酬その他の業務を行う機関として、社外独立者が半数を占める「アドバイザリーボード」を設置する。
- (4) 取締役の職務執行状況は、監査基準及び監査計画に基づき監査役の監査を受ける。
- (5) 「企業倫理規範」「企業行動基準」を制定し、全取締役はこれを遵守することを誓約するとともに、率先してグループ全体の法令遵守を推進する。
- (6) 企業倫理委員会を設置し、グループ全体のコンプライアンス体制を組織する。
- (7) 監査役および総務部長を窓口とした社内通報制度を設け、内部監視体制を強化する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 株主総会議事録、取締役会議事録については、「定款」「取締役会規則」「法定備置書類取扱基準」に則り、保存及び管理する。
- (2) 経営会議議事録、議案書等の職務執行に係る文書は電磁的媒体に記録し、各文書ごとに閲覧権限を与え、保存及び管理する。
- (3) 取締役の職務執行に係る情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。

3．損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- (1) 「リスク管理規定」を制定し、重大な影響を与えるリスクへの即応体制を整備する。

- (2) コンプライアンスリスク、品質・安全リスク、環境・災害リスク、市場リスク、信用リスク、投資リスク、カントリーリスク等の事業リスクの未然防止のため、全社横断的な組織として、「企業倫理委員会」「技術統括委員会」「地球環境委員会」「マーケティング委員会」「国際事業委員会」を設置し、それぞれのリスクに対し担当委員会が専門的な立場からリスクの未然防止活動を実施する。
- (3) 各委員会の委員長に担当役員を任命し、各委員長に任命された担当役員は、重大な影響を与えるリスクの予兆が発生した場合には取締役会に報告する。
- (4) 有事の際には、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、危機管理対策にあたる。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会において、的確な意思決定ができるよう社外取締役を招聘し、適正な取締役員数をもって構成する。
- (2) 執行役員制度を導入し、監督と業務執行機能を分離し、業務執行の迅速化を図る。
- (3) 代表取締役の業務執行の強化と迅速性を支援するため、取締役、執行役員、本社部門長等から構成された経営会議を毎月2回以上開催する。
- (4) 各事業部門長に執行役員等を任命し、毎月1回以上、事業部門経営会議を開催し、効率的な事業部門運営を行う。
- (5) 全社、事業部門毎に、中期計画、年度計画、月次計画を策定し、毎月経営会議で結果をレビューし、目標達成に向けた諸施策を実行する。

5．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「企業倫理委員会」を設置し、委員長に担当役員を任命する。また、「企業倫理規範」「企業行動基準」を定め、全従業員にハンドブックを配布し、全従業員はそれに誓約する。
- (2) 「企業倫理委員会」の下部組織として「各事業本部企業倫理委員会」「社内各事業場企業倫理委員会」「各関係会社企業倫理委員会」を組織し、全従業員に対し周知徹底とモニタリングを行う。
- (3) 監査役および総務部長を窓口とした社内通報制度を設け、内部監視体制を強化する。

- (4) 「企業倫理規範」「企業行動基準」を社内イントラネット、当社ホームページに掲載し、社内、一般に公開する。

6. 当社及びそのグループ各社における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ各社は当社各事業部門管理下のもと統制され、経営目標に対し、毎月営業報告を作成し、定期的な経営報告会を通じて結果のレビューを行う。
- (2) 各事業部門からグループ会社に監査役を派遣し、業務の適正を確保するための体制を監査する。
- (3) コンプライアンス体制の強化として、「企業倫理委員会」の下部組織として、「各関係会社企業倫理委員会」を組織し、周知徹底を図る。
- (4) 定期的に監査役、内部監査人、会計監査人は、業務監査・会計監査を行う。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査役を補助すべき使用人を置くこととする。

8. 前項7の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前項7の使用人は、監査役から監査業務に必要な命令を受けた場合は、取締役からの指揮命令、制約を受けないものとする。

9. 監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役及び執行役員、使用人、会計監査人は、各監査役からの要請に応じ、職務執行に関する事項を報告する。
- (2) 監査役は取締役会の他、経営会議等重要な会議へ出席し、取締役からの報告を聴取する、また重要な決裁書類等の閲覧をすることができる。
- (3) 代表取締役は監査役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を受けるなど、監査役との相互認識を深めるよう努めるものとする。
- (4) 全従業員は、社内通報窓口を利用して、直接監査役に内部通報ができる体制とする。

連結貸借対照表

(平成18年11月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資産の部]		[負債の部]	
流動資産	62,821	流動負債	34,246
現金及び預金	12,020	支払手形及び買掛金	11,295
受取手形及び売掛金	25,446	短期借入金	14,407
有価証券	550	1年内に償還予定の社債	215
たな卸資産	21,706	未払法人税等	1,280
繰延税金資産	633	繰延税金負債	13
その他	2,576	その他	7,035
貸倒引当金	112	固定負債	26,355
固定資産	75,896	社債	975
有形固定資産	36,524	長期借入金	891
建物及び構築物	24,634	繰延税金負債	8,635
機械装置及び運搬具	6,181	退職給付引当金	4,251
土地	4,731	役員退職慰労引当金	226
建設仮勘定	268	長期預り敷金・保証金	11,194
その他	707	その他	181
無形固定資産	550	負債合計	60,602
のれん	136		
その他	413	[純資産の部]	
投資その他の資産	38,821	株主資本	64,468
投資有価証券	31,603	資本金	6,465
長期貸付金	13	資本剰余金	4,532
前払年金費用	4,474	利益剰余金	56,234
繰延税金資産	920	自己株式	2,763
その他	2,221	評価・換算差額等	12,283
貸倒引当金	411	その他有価証券評価差額金	12,040
		繰延ヘッジ損益	121
		為替換算調整勘定	121
		少数株主持分	1,363
		純資産合計	78,115
資産合計	138,718	負債及び純資産合計	138,718

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

連 結 損 益 計 算 書

(平成17年12月1日から
平成18年11月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		81,500
売 上 原 価		63,015
売 上 総 利 益		18,485
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		12,433
営 業 利 益		6,052
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	434	
の れ ん 償 却 額	120	
そ の 他	460	1,015
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	229	
そ の 他	318	548
経 常 利 益		6,519
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	4,280	
収 用 補 償 金	136	4,416
特 別 損 失		
出 資 金 譲 渡 損	20	
出 資 金 評 価 損	13	
減 損 損 失	163	
構 造 改 善 費 用	354	
環 境 対 策 費 用	131	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	130	
の れ ん 償 却 額	1,840	2,653
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		8,282
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		2,214
法 人 税 等 調 整 額		1,832
少 数 株 主 利 益		91
当 期 純 利 益		4,143

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

連結株主資本等変動計算書

(平成17年12月1日から
平成18年11月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成17年11月30日残高	6,465	4,512	53,215	2,775	61,417
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	1,073	-	1,073
当期純利益	-	-	4,143	-	4,143
自己株式の取得	-	-	-	82	82
自己株式の処分	-	19	-	94	113
利益処分による役員賞与	-	-	33	-	33
持分法適用会社の増加による減少	-	-	18	-	18
連結会計年度中の変動額合計	-	19	3,018	12	3,050
平成18年11月30日残高	6,465	4,532	56,234	2,763	64,468

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				少 数 株 主 持 分	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計 合		
平成17年11月30日残高	14,665	-	104	14,769	997	77,184
連結会計年度中の変動額						
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	2,624	121	16	2,485	366	-
連結会計年度中の変動額合計	2,624	121	16	2,485	366	931
平成18年11月30日残高	12,040	121	121	12,283	1,363	78,115

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 45社

主要な連結子会社の名称

アカツキ商事(株)、佐藤産業(株)、大成毛織(株)、(株)中日毛織、青島日毛織物有限公司、尾州ウール(株)、江陰日毛紡績有限公司、アンピック(株)、ニッケ商事(株)、双洋貿易(株)、(株)ジーシーシー、(株)ニッケ・ケアサービス、ニッケ不動産(株)、(株)ニッケ機械製作所、(株)ケンウッド ティー・エム・アイ、(株)ゴーセン

なお、当連結会計年度より(株)ニッケレジャーサービスとの合併により解散したニッケグリーンスポーツ(株)と当連結会計年度にニッケ不動産(株)との合併により解散した長崎ウール(株)を連結の範囲より除外した。

また、当連結会計年度に自己株式取得により当社の出資比率が増加した佐藤産業(株)、当連結会計年度に株式を取得した(株)ゴーセン、(株)システム開発、(株)ドットコム、当連結会計年度に新規に設立したゴールデンアローネットワークス(株)を連結の範囲に追加した。

非連結子会社の数 10社

主要な非連結子会社の名称

(株)金山商店ほか

いずれも総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）からみて、小規模であり、かつ、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼさないので連結の範囲から除外している。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社の数 1社

ニッケポートフィリップスカーリング社

当連結会計年度より重要性の観点からニッケポートフィリップスカーリング社を持分法の適用範囲に追加した。

持分法を適用した関連会社の数 4社

持分法を適用した主要な関連会社の名称

(株)ナカヒロほか

なお、当連結会計年度に自己株式取得により当社の出資比率が増加し連結子会社となった佐藤産業(株)と当社の同社に対する持分を売却したことにより持分比率が減少した江陰豊源炭化有限公司を持分法の適用より除外した。

持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称

(株)金山商店、烟台双洋体育用品有限公司ほか

いずれも連結純損益（持分に見合う額）及び連結利益剰余金（持分に見合う額）からみて、小規模であり、かつ、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼさないので持分法の適用から除外している。

(3) 会計処理基準に関する事項

重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの：株式については期末日前1ヶ月の市場価格の平均等、それ以外については期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）

時価のないもの：移動平均法による原価法

デリバティブ等：時価法

たな卸資産

製品、商品、原材料、貯蔵品：移動平均法による原価法

仕掛品：総平均法による原価法

重要な減価償却資産の減価償却の方法

- 有形固定資産**：国内会社は定率法によっている。但し、平成10年度下半期以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっている。
在外会社は定額法によっている。
- 無形固定資産**：定額法によっている。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

重要な引当金の計上基準

- 貸倒引当金**：債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
- 退職給付引当金**：従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上している。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌連結会計年度から費用処理することとしている。
- 役員退職慰労引当金**：役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく当連結会計年度末要支給額を計上している。なお、連結計算書類作成会社は、平成17年2月25日をもって役員の退職慰労金制度を廃止したので、同日以降新規の引当金計上を行っていない。従って、当連結会計年度末の連結計算書類作成会社の引当金残高は、現任役員が同日以前に就任していた期間に対応して計上した額である。

その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理：税抜方式によっている。

のれんの償却の方法及び期間：のれんは、原則として5年間で均等償却することとしている。なお、その効果の発現する期間を合理的に見積もることが困難なものは一括償却している。

- (4) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
連結子会社の資産及び負債の評価については部分時価評価法を採用している。
- (5) 会計処理方法の変更

固定資産の減損に係る会計基準

当連結会計年度から「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用している。

これにより税金等調整前当期純利益は163百万円減少している。

なお、減損損失累計額については、会社計算規則に基づき当該各資産の金額から直接控除している。

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用している。

なお、当連結会計年度末における、これまでの資本の部の合計に相当する金額は76,630百万円である。

役員賞与に関する会計基準

当連結会計年度から「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号）を適用している。これによる損益に与える影響は軽微である。

2. 連結貸借対照表に関する事項

(1) 担保提供資産	
担保に供している資産	
定期預金	9百万円
建物	3,522百万円
土地	198百万円
工場財団	515百万円
投資有価証券	813百万円
担保権によって担保されている債務	
長期借入金	606百万円
短期借入金	1,752百万円
長期預り敷金・保証金	956百万円
保証金	666百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	72,417百万円
(3) 保証債務	
金融機関からの借入金	1百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する事項

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数	
普通株式	88,478,858株
(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項	

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年2月24日 定時株主総会	普通株式	495	6	平成17年11月30日	平成18年2月27日
平成18年7月21日 取締役会	普通株式	577	7	平成18年5月31日	平成18年8月18日

(3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年2月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	825	10	平成18年11月30日	平成19年2月28日

(注) 1株当たり配当額には、創立110周年記念配当3円を含んでいる。

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の数

普通株式	71,000株
------	---------

4. 1株当たり情報に関する事項

(1) 1株当たり純資産額	929円 77銭
(2) 1株当たり当期純利益	50円 23銭

5. 重要な後発事象に関する事項

平成18年12月1日をもって㈱ナカヒロが子会社となったため、平成19年連結会計期間から連結の範囲に含めることとなる。これにより、およそ13,000百万円連結売上高の増加が見込まれる。

貸 借 対 照 表

(平成18年11月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資産の部]		[負債の部]	
流 動 資 産	40,022	流 動 負 債	19,534
現金及び預金	7,236	支 払 手 形	2,013
受 取 掛 手 形	2,817	買 掛 金	2,381
有 価 証 券	13,307	短 期 借 入 金	6,622
製 品	500	未 払 金	2,231
原 材 料	5,997	未 払 費 用	1,294
仕 掛 品	803	未 払 法 人 税 等	1,044
繰 延 税 金 資 産	5,997	預 り 金	2,230
短 期 貸 付 金	803	そ の 他	1,715
貸 倒 引 当 金	3,730	固 定 負 債	22,642
固 定 資 産	488	長 期 借 入 金	606
有 形 固 定 資 産	4,780	繰 延 税 金 負 債	8,247
建 物	375	退 職 給 付 引 当 金	2,741
構 築 物	16	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	147
機 械 及 び 装 置	73,335	長 期 預 り 敷 金 ・ 保 証 金	10,829
車 両 運 搬 具	27,083	そ の 他	70
土 地	18,566	負 債 合 計	42,177
建 設 仮 勘 定	2,812		
無 形 固 定 資 産	2,627	[純資産の部]	
の れ ん	17	株 主 資 本	59,198
ソ フ ト ウ ェ ア	346	資 本 本 金	6,465
そ の 他	2,568	資 本 剰 余 金	5,090
投 資 そ の 他 の 資 産	143	資 本 準 備 金	5,064
投 資 有 価 証 券	86	そ の 他 資 本 剰 余 金	25
関 係 会 社 株 式	9	自 己 株 式 処 分 差 益	25
出 資 金	26	利 益 剰 余 金	50,406
関 係 会 社 出 資 金	50	利 益 準 備 金	1,616
長 期 貸 付 金	50	そ の 他 利 益 剰 余 金	48,789
破 産 ・ 更 生 債 権 等	46,165	損 失 補 填 準 備 積 立 金	680
長 期 前 払 費 用	30,935	配 当 引 当 積 立 金	930
前 払 年 金 費 用	5,803	従 業 員 退 職 給 与 基 金	1,466
そ の 他	52	圧 縮 記 帳 積 立 金	1,086
貸 倒 引 当 金	1,882	特 別 償 却 積 立 金	9
	1,709	別 途 積 立 金	37,950
	835	繰 越 利 益 剰 余 金	6,668
	30	自 己 株 式	2,763
	4,474	評 価 ・ 換 算 差 額 等	11,981
	1,070	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	11,982
	629	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
資 産 合 計	113,357	純 資 産 合 計	71,179
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	113,357

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

損 益 計 算 書

(平成17年12月1日から
平成18年11月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	44,952
売上原価	35,220
売上総利益	9,732
販売費及び一般管理費	5,095
営業利益	4,636
営業外収益	
受取利息及び配当金	749
その他の	612
営業外費用	
支払利息	91
その他の	550
経常利益	5,355
特別利益	
投資有価証券売却益	4,132
収用補償金	136
特別損失	
出資金譲渡損失	41
出資金評価損	13
減損損失	163
構造改善費用	46
環境対策費用	70
関係会社整理損	591
926	926
税引前当期純利益	8,697
法人税、住民税及び事業税	1,810
法人税等調整額	1,604
当期純利益	5,282

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

（平成17年12月1日から
平成18年11月30日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資本金	資 本 剰 余 金			
		資本準備金	その他 資本剰余金		資本剰余金 合計
			自己株式処分差益		
平成17年11月30日残高	6,465	5,064	19	5,084	
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	-	-	
当期純利益	-	-	-	-	
自己株式の取得	-	-	-	-	
自己株式の処分	-	-	6	6	
積立金の積立	-	-	-	-	
積立金の取崩	-	-	-	-	
利益処分による役員賞与	-	-	-	-	
事業年度中の変動額合計	-	-	6	6	
平成18年11月30日残高	6,465	5,064	25	5,090	

（単位：百万円）

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金					
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金				
		損失補填 準備積立金	配当引当 積立金	従業員退職 給与基金	圧縮記帳 積立金	圧縮特別 勘定積立金
平成17年11月30日残高	1,616	680	930	1,466	1,082	29
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-
積立金の積立	-	-	-	104	-	-
積立金の取崩	-	-	-	100	-	29
利益処分による役員賞与	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	3	-	29
平成18年11月30日残高	1,616	680	930	1,466	1,086	-

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合計
	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
	特別償却 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
平成17年11月30日残高	22	35,650	4,746	46,223	2,713	55,060
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	-	-	1,073	1,073	-	1,073
当期純利益	-	-	5,282	5,282	-	5,282
自己株式の取得	-	-	-	-	81	81
自己株式の処分	-	-	-	-	30	37
積立金の積立	-	2,300	2,404	-	-	-
積立金の取崩	13	-	143	-	-	-
利益処分による役員賞与	-	-	26	26	-	26
事業年度中の変動額合計	13	2,300	1,921	4,182	50	4,138
平成18年11月30日残高	9	37,950	6,668	50,406	2,763	59,198

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等合計	
平成17年11月30日残高	14,573	-	14,573	69,633
事業年度中の変動額				
株主資本以外の項目の 事業年度中の 変動額(純額)	2,591	0	2,592	-
事業年度中の変動額合計	2,591	0	2,592	1,546
平成18年11月30日残高	11,982	0	11,981	71,179

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの：株式については期末日前1ヶ月の市場価格の平均等、それ以外については期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）

時価のないもの：移動平均法による原価法

デリバティブ等：時価法

たな卸資産

製品・原材料：移動平均法による原価法

仕掛品：総平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産：定率法によっている。但し、平成10年度下半期以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっている。

無形固定資産：定額法によっている。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金：債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

退職給付引当金：従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上している。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしている。

役員退職慰労引当金：役員の退職により支給する退職金に充てるため、取締役退職慰労金規定に基づき、期末の要支給額を計上していたが、平成17年2月25日をもって役員の退職慰労金制度を廃止したので、同日以降新規の引当金計上を行っていない。
従って、当事業年度末の引当金残高は、現任役員が同日以前に就任していた期間に対応して計上した額である。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

リース取引の処理方法：リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

消費税等の会計処理：税抜方式によっている。

(5) 会計処理方法の変更

固定資産の減損に係る会計基準

当事業年度から「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用している。

これにより税引前当期純利益は163百万円減少している。

なお、減損損失累計額については、会社計算規則に基づき当該各資産の金額から直接控除している。

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用している。

なお、当事業年度末における、これまでの資本の部の合計に相当する金額は71,180百万円である。

役員賞与に関する会計基準

当事業年度から「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号）を適用している。これによる損益に与える影響は軽微である。

技術指導料の経理処理の変更

海外製造関連子会社から受け取る技術指導料については、営業外収益に計上してきたが、派遣者の人件費と技術指導料の個別対応が明確になり、また、金額的重要性が高まったこともあり、当事業年度より受け取る技術指導料は、販売費及び一般管理費から直接控除する方法に変更している。

これにより営業利益は110百万円増加しているが、経常利益及び税引前当期純利益に影響はない。

2. 貸借対照表に関する事項

(1) 担保提供資産

担保に供している資産

建物	3,407百万円
工場財団（一宮）	295百万円
工場財団（岐阜）	220百万円
投資有価証券	813百万円

担保権によって担保されている債務

長期借入金	606百万円
短期借入金	202百万円
長期預り敷金・保証金	956百万円
保証金	666百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 59,897百万円

(3) 保証債務

金融機関からの借入金 333百万円

(4) 関係会社に対する短期金銭債権	13,012百万円
関係会社に対する長期金銭債権	2,525百万円
関係会社に対する短期金銭債務	3,199百万円
関係会社に対する長期金銭債務	26百万円
3. 損益計算書に関する事項	
関係会社との取引高	
売上高	14,267百万円
仕入高	8,239百万円
営業取引以外の取引高	739百万円
4. 株主資本等変動計算書に関する事項	
当事業年度の末日における自己株式の数	普通株式 5,926,344株
5. 税効果会計に関する事項	
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	
(1) 流動資産	
繰延税金資産	
賞与引当金	76百万円
たな卸資産評価損	289百万円
未払事業税	90百万円
その他	31百万円
繰延税金資産合計	<u>488百万円</u>
(2) 固定負債	
繰延税金負債	
圧縮記帳積立金	737百万円
特別償却積立金	6百万円
其他有価証券評価差額金	8,135百万円
前払年金費用	1,267百万円
その他	66百万円
繰延税金負債合計	<u>10,213百万円</u>
繰延税金資産	
退職給付引当金	1,108百万円
貸倒引当金	244百万円
投資有価証券評価損	239百万円
その他	373百万円
繰延税金資産合計	<u>1,966百万円</u>
繰延税金負債の純額	<u>8,247百万円</u>
6. リースにより使用する固定資産に関する事項	
(1) 当事業年度の末日におけるリース物件の取得原価相当額	459百万円
(2) 当事業年度の末日におけるリース物件の減価償却累計額相当額	238百万円
(3) 当事業年度の末日におけるリース物件の未経過リース料相当額	220百万円
7. 1株当たり情報に関する事項	
(1) 1株当たり純資産額	862円24銭
(2) 1株当たり当期純利益	63円98銭

独立監査人の監査報告書

平成19年 1月19日

日本毛織株式会社
取締役会 御中

有恒監査法人

代表社員 公認会計士 中瀬 守 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 山本晃嗣 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本毛織株式会社の平成17年12月1日から平成18年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本毛織株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成19年 1月19日

日本毛織株式会社
取締役会 御中

有恒監査法人

代表社員 公認会計士 中瀬 守 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 山本晃嗣 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本毛織株式会社の平成17年12月1日から平成18年11月30日までの第176期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年12月1日から平成18年11月30日までの第176期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」として会社計算規則第159条各号に掲げる事項を適切に整備している旨の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有恒監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有恒監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年1月23日

日本毛織株式会社 監査役会

常勤監査役 岸本 紀雄 ㊟

常勤監査役 聖澤 良二 ㊟

社外監査役 近藤 定男 ㊟

社外監査役 中村 俊雄 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、一貫して株主様の利益を最も重要な課題のひとつと考え、経営にあたっております。配当につきましては、株主の皆様のご期待に応えるため、前期に引き続き増配し、さらに創立110周年記念配当をいたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき普通配当 金7円、記念配当 金3円、合計10円（総額825,525,140円）といたします。

（注）中間配当を含めた当事業年度年間配当は、1株につき金17円（総額1,403,517,345円）となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成19年2月28日

第2号議案 定款一部変更の件(1)

1. 変更の理由

(1) 当社グループの事業内容の多角化と今後の事業展開に備えて、現行定款第2条に定める事業目的を変更するものであります。

(2) 利便性向上を目的に公告方法を電子公告に変更し、あわせてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めるため、現行定款第4条について、所要の変更を行うものです。

(3) 「会社法」（平成17年法律第86号）、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）、「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）および「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更するものであります。

株主総会および取締役以外に設置する機関として、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を設置するため、第4条（機関）を新設するものであります。

株券を発行する旨を定めるため、第7条（株券の発行）を新設するものであります。

単元未満株式を有する株主の権利を定めるため、第10条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。

株主総会参考書類等の一部をインターネットで開示することが可能となったため、第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。

必要が生じた場合に備え、書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるようにするため第25条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。

社外監査役としての適任者を招聘し、その役割を十分発揮できるよう、現行定款第36条（社外監査役の責任免除）を変更案第39条（社外監査役との責任限定契約締結）に変更するものであります。

その他、会社法が施行されたことに伴い、引用条文の変更、用語・表現方法の変更、規定の整備を行うものであります。

（4）その他表現の整備を行うとともに、条文の新設・削除に伴い条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分であります。）

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第1条（商号）当社は、日本毛織株式会社と称する。 2. 英文では THE JAPAN WOOL TEXTILE CO., LTD. と訳する。	第1条（商号） < 現行どおり >

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2条（目的）当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>（1）毛糸、毛織物その他各種繊維製品の製造加工販売</p> <p>（2）前号の原料品材料品の生産加工売買</p> <p>（3）不動産の売買、貸借、管理、運営並びに開発</p> <p>（4）土木工事、建築工事、舗装工事、内装仕上工事等の建設工事の設計、施工並びに監理</p> <p>（5）産業機械・器具・設備等の設計、製造、修理並びに販売</p> <p>（6）カルチャー、スポーツおよびレジャー施設の経営</p> <p>（7）食品の販売および飲食店の経営</p> <p>（8）緑化および造園事業の請負、設計、施工、監理並びに園芸用品の販売</p> <p>（9）倉庫業</p> <p>（10）損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業</p> <p>（11）生命保険の募集に関する業務</p> <p>（12）金融業</p> <p>（13）情報処理、通信システムおよびその他の情報サービスに関する事業</p> <p>（14）医薬品、医療機器および化粧品の販売</p> <p>（15）日用品雑貨、美術工芸品の販売</p> <p>（16）浴場および健康ランドの経営</p> <p>（17）介護保険法による居宅介護支援事業および居宅サービス事業</p> <p>（18）乗馬用品、ペット用品、ペットフードの製造、加工および販売</p> <p>（19）前各号に付帯若くは関連する事業</p>	<p>第2条（目的）当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>（1）～（5）<現行どおり></p> <p>（6）カルチャー、スポーツおよびレジャー施設の経営並びに関連用品の製造販売</p> <p>（7）～（19）<現行どおり></p>
<p>第3条（本店の所在地）当社は、本店を神戸市に設置する。</p>	<p>第3条（本店の所在地）</p> <p><現行どおり></p>
<p><新 設></p>	<p>第4条（機関）</p> <p>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>（1）取締役会</p> <p>（2）監査役</p> <p>（3）監査役会</p> <p>（4）会計監査人</p>
<p>第4条（公告）当社の公告は、神戸市において発行する神戸新聞に掲載してこれを行う。</p>	<p>第5条（公告方法）当社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、神戸市において発行する神戸新聞に掲載する。</p>
<p>第 2 章 株 式</p>	<p>第 2 章 株 式</p>
<p>第5条（発行株式の総数）当社の発行する株式の総数は192,796千株とする。</p> <p>但し、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p>	<p>第6条（発行可能株式総数）当社の発行可能株式総数は192,796千株とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>第 6 条（自己株式の取得）当社は、<u>商法 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</u></p> <p>第 7 条（1 単元の株式の数および単元未満株券の不発行）当社の <u>1 単元の株式の数は 1,000 株とする。</u> 2．当社は <u>1 単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。</u></p>	<p>第 7 条（株券の発行）当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第 8 条（自己の株式の取得）当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第 9 条（単元株式数および単元未満株券の不発行）当社の <u>単元株式数は 1,000 株とする。</u> 2．当社は第 7 条の規定にかかわらず、<u>単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>
<p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>第 8 条（単元未満株式の買増請求）<u>単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その単元未満株式の数と併せて 1 単元の株式の数となるべき数の株式を当社に対して売渡すことを請求（以下「買増請求」という。）することができる。但し、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りでない。</u> 2．買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、<u>取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>第 10 条（単元未満株式についての権利）<u>当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> （1）<u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> （2）<u>会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u> （3）<u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> （4）<u>次条に規定する単元未満株式の買増請求をする権利</u></p> <p>第 11 条（単元未満株式の買増請求）<u>単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当社に対して売渡すことを請求（以下「買増請求」という。）することができる。但し、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りでない。</u> 2．買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、<u>取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>
<p>第 9 条（基準日）<u>当社は、毎決算期（11 月 30 日）の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u> 2．<u>前項その他定款に別段の定ある場合を除くほか、必要がある場合は、取締役会の決議により、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その権利を行使すべき株主とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">< 削 除 ></p>
<p>第 10 条（<u>名義書換代理人</u>）<u>当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</u> <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p>	<p>第 12 条（<u>株主名簿管理人</u>）<u>当社は、株主名簿管理人を置く。</u> <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 11 条（株主名簿等の設置場所および株式事務）当 会社の株主名簿および株券喪失登録簿は、<u>名義書 換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義 書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作 成、株券の交付、単元未満株式の買取りおよび売 渡し、株券喪失登録その他株式に関する事務は、 名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこ れを取扱わない。</u></p>	<p>第 13 条（株主名簿等の設置場所および株式事務）当 会社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同 じ。</u>）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の 作成、備置き並びにその他株主名簿、新株予約権 原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これ を株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこ れを取扱わない。</u></p>
<p>第 12 条（株式取扱規則）本定款に定めるもののほ か、<u>当会社の株券の種類、株式の名義書換、実質 株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交 付、単元未満株式の買取りおよび売渡し、株券喪 失登録その他株式に関する事項は、取締役会で定 める株式取扱規則による。</u></p>	<p>第 14 条（株式取扱規則）<u>当会社の株式および新株予 約権に関する手続きおよび手数料は、法令または 定款に定めるもののほか、取締役会において定め る株式取扱規則による。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p>
<p>第 13 条（招集）<u>定時株主総会は、毎年 2 月にこれを 招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時こ れを招集する。</u> 2．<u>総会は、本店所在地およびその隣接地のほ か、大阪市においてこれを招集することができる。</u> 3．<u>総会の招集は、法令に別段の定ある場合を除 いては取締役会の決議に基づきこれを行う。</u></p>	<p>第 15 条（招集）<u>定時株主総会は、毎年 2 月にこれを 招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集 する。</u> 2．<u>株主総会は、本店所在地およびその隣接地の ほか、大阪市のいづれかにおいてこれを招集す る。</u></p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p>
<p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p>第 16 条（定時株主総会の基準日） <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 11 月 30 日とする。</u></p>
<p>第 14 条（議長）<u>総会の議長は、社長がこれにあ たる。社長に事故あるときは、予め取締役会の定め た順位により、取締役の 1 名がこれにあたる。</u></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p>第 17 条（議長）<u>株主総会においては、取締役社長が 議長となる。取締役社長に事故があるときは、予 め取締役会において定めた順位により、他の取締 役が議長となる。</u></p>
	<p>第 18 条（株主総会参考書類等のインターネット開示 とみなし提供）<u>当会社は、株主総会の招集に際 し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類およ び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に 係る情報を、法務省令に定めるところに従いイン ターネットを利用する方法で開示することによ り、株主に対して提供したものとみなすことがで きる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 15 条（議決権の代理行使）株主は、当会社の議決権を有する他の株主に対してのみ、その議決権の行使を委任することができる。この場合には、株主または代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>2．代理権の授与は総会毎に行わなければならない。</p>	<p>第 19 条（議決権の代理行使）株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。この場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p>
<p>第 16 条（決議）総会の決議は、法令並びに定款に別段の定ある場合を除いては出席株主の議決権の過半数でこれを行う。</p> <p>2．前項の規定にかかわらず、商法第 343 条の規定によるべき総会の決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。</p>	<p>第 20 条（決議の方法）株主総会の決議は、法令並びに定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2．会社法第 309 条第 2 項の定めによるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p>
<p>第 17 条（議事録）総会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長並びに出席した取締役記名捺印して、これを当会社に保存する。</p>	
<p>第 4 章 取締役および取締役会</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会</p>
<p>第 18 条（取締役の員数）当会社の取締役は 8 名以内とする。</p>	<p>第 21 条（取締役の員数）</p> <p style="text-align: center;">< 現行どおり ></p>
<p>第 19 条（取締役の選任）</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>取締役の選任決議は、株主総会において総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2．取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>	<p>第 22 条（取締役の選任）取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3．取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>
<p>第 20 条（取締役の任期）取締役の任期は、その就任後 1 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第 23 条（取締役の任期）取締役の任期は、その選任後 1 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>第 21 条（取締役会の招集）取締役会を招集する場合は、各取締役および各監査役に対し、会日の 5 日前までに招集の通知を発することを要する。但し、特に必要がある場合は、これを短縮することができる。</p>	<p>第 24 条（取締役会の招集）</p> <p style="text-align: center;">< 現行どおり ></p>
<p>< 新 設 ></p>	<p>第 25 条（取締役会の決議の省略）当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p>
<p>第 22 条（取締役会規則）前条のほか、取締役会に関する事項については、取締役会で定める取締役会規則による。</p>	<p>第 26 条（取締役会規則）取締役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 23 条（代表取締役および役付取締役の選任）当会社を代表する取締役は取締役会の決議をもってこれを定める。</p> <p>2．当会社は、取締役会の決議をもって会長・社長各 1 名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第 24 条（取締役の報酬）取締役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>第 25 条（執行役員）当会社は、取締役会の決議をもって執行役員を選任する。</p> <p>第 26 条（相談役・顧問）当会社は、取締役会の決議をもって相談役、顧問を置くことができる。</p> <p>第 27 条（社外取締役との責任限定契約締結）当会社は、商法第 266 条第 19 項の規定により、社外取締役との間に、同条第 1 項第 5 号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、商法第 266 条第 19 項各号に定める金額の合計額とする。</p>	<p>第 27 条（代表取締役および役付取締役）当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2．当会社は、取締役会の決議によって、会長・社長各 1 名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 28 条（取締役の報酬等）取締役の報酬、賞與其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 29 条（執行役員）当会社は、取締役会の決議によって執行役員を選任する。</p> <p>第 30 条（相談役・顧問）当会社は、取締役会の決議によって相談役、顧問を置くことができる。</p> <p>第 31 条（社外取締役との責任限定契約締結）当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会</p>	<p>第 5 章 監査役および監査役会</p>
<p>第 28 条（監査役の数）当会社の監査役は 5 名以内とする。</p> <p>第 29 条（監査役の選任）</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>監査役の選任決議は、株主総会において総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>第 30 条（補欠監査役の選任）法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において監査役の補欠者（以下、「補欠監査役」という）をあらかじめ選任することができる。</p> <p>2．前項の選任決議は、前条に定める規定を準用する。</p> <p>3．第 1 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</p> <p>4．あらかじめ選任決議された補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</p> <p>第 31 条（監査役の任期）監査役の任期は、その就任後 4 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2．補欠により就任した監査役の任期は、前項の規定にかかわらず前任者の残任期間と同一とする。</p>	<p>第 32 条（監査役の数）</p> <p style="text-align: center;">< 現行どおり ></p> <p>第 33 条（監査役の選任）監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">< 前 除 ></p> <p>第 34 条（監査役の任期）監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2．補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時</u>までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 32 条（監査役会の招集）監査役会を招集する場合は、各監査役に対し、会日の 5 日前までに招集の通知を発することを要する。但し、特に必要ある場合は、これを短縮することができる。</p> <p>第 33 条（監査役会規則）前条のほか、監査役会に関する事項については、監査役会で定める監査役会規則による。</p> <p>第 34 条（常勤監査役）<u>監査役は互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>第 35 条（監査役の報酬）監査役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>第 36 条（社外監査役の責任免除）当会社は商法第 280 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第 18 条第 1 項で定める監査役（当該監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p>	<p>第 35 条（監査役会の招集） < 現行どおり ></p> <p>第 36 条（監査役会規則）監査役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>第 37 条（常勤監査役）常勤の監査役は、監査役会の決議によって選定する。</p> <p>第 38 条（監査役の報酬等）監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 39 条（社外監査役との責任限定契約締結）当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>
第 6 章 計 算	第 6 章 計 算
<p>第 37 条（営業年度）当会社の営業年度は 1 年とし、毎年 12 月 1 日から翌年 11 月 30 日までとする。</p> <p>第 38 条（利益配当金）当会社の利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者にこれを支払う。</p> <p>第 39 条（中間配当金）当会社は、取締役会の決議により、毎年 5 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第 293 条ノ 5 に定める金銭の分配（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。</p> <p>第 40 条（配当金の除斥期間）利益配当金および中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</p> <p>2 . 未払の利益配当金および中間配当金に対しては、利息をつけない。</p>	<p>第 40 条（事業年度）当会社の事業年度は 1 年とし、毎年 12 月 1 日から翌年 11 月 30 日までとする。</p> <p>第 41 条（期末配当金および基準日）当会社は、毎年 11 月 30 日を基準日として、定時株主総会の決議によって、株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>第 42 条（中間配当金および基準日）当会社は、毎年 5 月 31 日を基準日として、取締役会の決議によって、株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。</p> <p>第 43 条（期末配当金等の除斥期間）期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</p> <p>2 . 未払の期末配当金および中間配当金には、利息をつけない。</p>

第3号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（8名）が任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
1	中井宏明 (昭和14年12月20日生)	昭和37年4月 当社入社 平成3年2月 当社取締役市川コルトンプラザ事業本部長 平成7年2月 当社取締役開発事業本部長 平成13年1月 当社常務取締役開発事業本部長 平成13年2月 当社取締役社長 平成16年2月 当社取締役会長 平成18年2月 当社取締役取締役会議長（現任）	76,000株
2	降井利光 (昭和19年3月19日生)	昭和41年4月 当社入社 平成9年2月 当社取締役財務部長 平成13年2月 当社常務取締役社長補佐（管理担当、人事労務委員長）、東京支社長 平成16年2月 当社取締役社長（現任）	52,000株
3	松村博昭 (昭和20年5月9日生)	昭和43年4月 当社入社 平成9年2月 当社取締役ユニフォーム第1部長 平成11年9月 当社取締役ユニフォーム事業本部副本部長 平成15年2月 当社取締役ユニフォーム事業本部長 平成16年2月 当社常務取締役繊維営業管掌（マーケティング委員長、国際事業委員長）、ユニフォーム事業本部長 平成18年2月 当社取締役繊維営業管掌（マーケティング委員長、国際事業委員長）、常務執行役員インテリア資材事業本部長（現任） (他の法人等の代表状況) 日毛（上海）貿易有限公司董事長	42,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
4	山本 義行 (昭和21年12月29日生)	昭和44年 4月 当社入社 平成12年 2月 当社取締役経営企画室長 平成16年 2月 当社常務取締役 社長補佐(人事労務委員長)、東京支社長 平成18年 2月 当社取締役 社長補佐(人事労務委員長)、常務執行役員東京支社長 平成18年 8月 当社取締役 社長補佐(人事労務委員長)、常務執行役員東京支社長兼財務部長(現任)	31,000株
5	佐藤 光由 (昭和23年 6月 8日生)	昭和46年 4月 当社入社 平成12年 2月 当社岐阜工場長 平成14年 2月 当社一宮工場長 平成15年 2月 当社取締役紡績事業本部製造部長兼一宮工場長 平成16年 2月 当社取締役経営企画室長 平成18年 2月 当社取締役執行役員経営企画室長(現任)	24,000株
6	谷 憲治 (昭和17年 7月19日生)	昭和40年 4月 当社入社 平成12年 2月 当社取締役紡績事業本部副本部長兼製造部長 平成12年10月 当社取締役紡績事業本部長 平成15年 2月 当社常務取締役 技術管掌(技術統括委員長、地球環境委員長)、紡績事業本部長 平成17年 2月 当社常務取締役 技術管掌(技術統括委員長、地球環境委員長)、紡績事業本部長兼エンジニアリング事業部長 平成18年 2月 当社取締役 技術管掌(技術統括委員長、地球環境委員長)、常務執行役員エンジニアリング事業部長(現任)	41,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
7	丹羽一彦 (昭和20年9月16日生)	昭和46年7月 弁護士登録 湯浅・坂本法律特許事務所入所 平成9年4月 中央国際法律事務所開設 同事務所代表(現任) 平成18年2月 当社社外取締役(現任)	0株
8	近藤定男 (昭和13年1月18日生)	昭和35年4月 東京三洋電機株式会社入社 平成5年2月 三洋電機株式会社取締役 平成10年6月 同社取締役社長 平成12年11月 同社取締役 平成16年2月 当社社外監査役(現任) 平成17年11月 三洋電機株式会社相談役 平成18年7月 同社常任顧問(現任)	0株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 丹羽一彦、近藤定男の両氏は、社外取締役の要件を満たした社外取締役候補者であります。

第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 聖澤良二氏の任期満了、また監査役 近藤定男氏の辞任に伴い、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
1	星田和紘 (昭和20年8月9日生)	昭和44年4月 当社入社 平成16年2月 当社取締役グッドライフ事業本部長 平成18年2月 当社執行役員グッドライフ事業本部長(現任)	40,000株
2	雀部昌吾 (昭和4年7月3日生)	昭和27年3月 阪東調帯護謨株式会社入社 昭和49年5月 パンドー化学株式会社取締役 昭和63年6月 同社取締役社長 平成10年6月 同社取締役会長 平成18年6月 同社相談役(現任) (他の法人等の代表状況) 学校法人神戸薬科大学理事長	0株

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 雀部昌吾氏は社外監査役の要件を満たした社外監査役候補者であり、近藤定男氏の後任として選任をお願いするものです。従いまして、任期は当社定款の規定により、前任者の残任期間と同一とします。

第5号議案 補欠監査役1名予選の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。また、補欠監査役の予選の効力は、次期定時株主総会の開催の時までの間となります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
荒尾幸三 (昭和21年1月20日生)	昭和46年7月 弁護士登録 中筋義一法律事務所(現中之島中央法律事務所)入所(現任)	0株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 荒尾幸三氏は、社外監査役の要件を満たした補欠監査役候補者であります。

第6号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

現在の取締役の報酬額は、平成元年2月27日開催の定時株主総会において月額1,600万円以内としてご承認いただき、今日に至っております。また、取締役の賞与につきましては利益処分の一部として、ストックオプションにつきましては個別議案として、都度、株主総会でご承認いただき付与しておりました。

今般、会社法(平成17年法律第86号)の施行により、それらの賞与とストックオプションが、株主総会のご承認をいただく報酬等に含まれることとなりましたことに伴い、賞与を報酬枠のなかを含め、年額2億円以内とさせていただきますと存じます。

監査役の報酬額につきましても、平成元年2月27日開催の定時株主総会において月額500万円以内としてご承認いただきましたが、取締役報酬にあわせ年額方式に変更し、年額6,000万円以内とさせていただきますと存じます。

なお、取締役の報酬等には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与(賞与を含む)は含まないものといたします。

また、第3号議案および第4号議案が承認可決されますと取締役は8名、監査役は4名となります。

第7号議案 定款一部変更の件(2)

1. 変更の理由

大規模買付行為に応じるか否かは、最終的に株主の皆様ごの判断により決定されるべきものですので、第8号議案(当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の導入の件)を付議するにあたり、予め株主様のご意思を確認するため、第21条(株主総会決議事項)を新設するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
< 新 設 >	<u>第21条(株主総会決議事項)</u> <u>当社株式の大規模買付行為に関する対応</u> <u>方針の導入は、株主総会の決議によるもの</u> <u>とする。</u>

(注) 条文番号は第2号議案定款一部変更の件(1)が承認可決された場合のものであり、本議案が原案どおり承認可決されますと第2号議案の変更案第21条以下の条数は1条ずつ繰り下げるものとします。

第8号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の導入の件

第7号議案(定款一部変更の件(2))が承認可決されることを条件として、承認可決後の定款第21条の定めに基づき、以下のとおり「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」(以下「本プラン」と称します。)の導入をお願いしたいと存じます。

なお、本プランの導入は、株主の皆様のご意思を広く反映させるため本議案を付議するものであり、本議案が承認された場合には、本定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会において本プランを導入し、また本プランの合理性・公正さを確保するための措置として、当社社外取締役、当社社外監査役を中心に構成された「特別委員会」を設置し、特別委員会委員を選任する予定です。(「特別委員会」につきましては後述の【ご参考2】「特別委員会について」をご参照ください。)

1. 本プラン導入の目的

当社は創業以来 110 年間、永年に亘って培った当社独自の技術力・企画開発力を基盤に、ウールの総合メーカーとして、環境にやさしい天然素材の素晴らしさを世の中に送り続けてまいりました。

繊維事業においては、羊毛を主原料としたユニフォームや紳士服・婦人服用の生地およびこれらのものとなる糸、また、カーペット、寝装具などのインテリア資材、さらには家電、OA 機器や自動車などの部品にも使用されている産業用資材にも取り組んでいます。一方、非繊維事業は、遊休地開発を目的に開始したショッピングセンターが 20 年を経過し、その間に運営・開発ノウハウを蓄積して、今ではスポーツ・レジャー、ペット関連、介護、通信、エンジニアリング分野にも進出し、地域社会に根ざした事業を行っております。

さらに、これまで 110 年間、株主様から選任された取締役を中心に、持続的企業価値の向上のためには、株主様をはじめ、顧客、取引先、従業員、地域社会などのステークホルダーから信頼を得ることが不可欠であるとの認識から、以下のような取り組みを実施してまいりました。

(1) 「2004 年～2006 年ニッケグループ中期経営計画」の達成

当社は、2006 年度の計画数値を売上高 800 億円、当期純利益 40 億円とする中期経営計画を 2004 年 1 月 27 日に策定いたしました。計画達成に向け、中国織物一貫生産体制の構築、中国や第三国への販路拡大、スポーツ・介護・ペット関連事業等への積極投資、資産の有効活用などの具体的施策を行った結果、2006 年度売上高は 815 億円余、当期純利益は 41 億円強となり、中期経営計画を達成することができました。

(2) コーポレートガバナンスへの取り組み

当社は、経営環境の変化により将来に向けて適切な対処をするため、株主利益の立場に立ち、「経営監視の仕組み」と「最適な経営者を選定する仕組み」を構築することを企業統治の主眼としています。そうした観点により、2004 年 2 月にアドバイザリーボードを設置し、指名、報酬に関わる業務を確立するとともに、社外の識者からの経営監視ならびに経営アドバイスを取り入れる仕組みを導入しております。

また、現在までのコーポレートガバナンスへの取り組みとして、以下の改革を実施してまいりました。

- 2001 年 取締役会議長を代表権のない取締役とする
- 2003 年 取締役の任期を 1 年に短縮
- 2004 年 アドバイザリーボードを設置
- 2005 年 役員退職慰労金制度を廃止
- 2006 年 執行役員制度を導入、社外取締役を招聘

今後とも企業の透明性と経営の効率性を高め、株主、顧客、取引先、社員、地域社会などのステークホルダーとの円滑な関係を構築し、継続的な企業価値の向上を図るため、最適なガバナンス体制の構築に努めてまいります。

(3) 社会的責任への取り組み

企業が持続的に成長、発展するためには、ステークホルダーからの信頼を得ることが不可欠であり、その信頼の基盤は「誠実な経営」であることと、コンプライアンスレベルを超えて「倫理的に行動すること」であると考えています。

当社は 110 年の伝統と企業理念に基づき、公正な競争を通じ利潤を追求することで社会に貢献していくことから、当然に倫理・法令遵守を前提としていますが、企業倫理体制の更なる強化を図るため、2004 年 12 月に「企業倫理委員会」を設置し「企業倫理規範」および「企業行動基準」を制定しました。

全社員が法と社会規範を常に遵守し、企業市民としての責任を果たし、これからも高い企業倫理を維持していくことが企業使命であると考えています。

(4) 株主還元策

当社は一貫して株主の利益を最も重要な課題の一つと考え経営にあたっており、配当につきましては、30年以上にわたり無配・減配することなく実施し、今後とも利益水準に応じて持続的に配当水準を引き上げていく方針です。

当社のビジネスモデルにもあるように、品質、量、価格の面においても長期安定的なサプライヤーになることで、安定的な収益をあげ、株主の皆様にも利益還元ができるものと考えます。

今後とも、株主の皆様当社株式を継続的に安心して保有していただけるよう、努力して参りたいと思います。

そして、今後は2008年に向け、売上1000億円超、当期純利益50億円を目指した「ニッケグループNN2008経営計画」への取り組みをスタートさせ、また創立120年の節目となる2016年に向け中長期ビジョンを策定し、今後とも持続的企業価値の向上に取り組んでまいる所存です。

しかし、近年の株式市場において、濫用的かつ大規模に株式を買い付け、資金的優位な立場をもって自己の利益のみを追求し、企業価値ならびに株主共同の利益、ひいては他のステークホルダーの利益が排除されることが散見されます。

当社は、株主の皆様から選任された取締役の任期中に、そのような事態が発生した場合には、自己の保身を追求することなく、客観的な立場をもって対処することが、選任してくださった株主様に対しての取締役としての責務であり、客観的な立場をもって対処するためには、予め平時（現時点において、特定の第三者から大規模買付を行う旨の通達、打診、提案を受けているわけではございません。）のうちから対応方針を定め、広く株主の皆様のご意思を確認することが必要であると考え、「本プラン」を本定時総会に付議することを決定いたしました。

「本プラン」は大規模買付行為を一方的に阻害するものではなく、大規模買付行為に際するかどうかの最終的な判断を、株主の皆様適切に行っていただくことを目的としたものです。適切にご判断していただくことが企業価値ならびに株主共同の利益を向上させることであるとの認識のもと、大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」と称します。）から提供される情報のみならず、現に経営を担っている当社取締役会から提供される当該大規模買付行為に対する評価・意見・代替案等も含めた十分な情報を提供することを基本としたものです。

従いまして、濫用的な大規模買付行為を未然に防止することはもとより、大規模買付者ならびに当社取締役会から必要十分な情報が提供され、さらには検討すべき十分な時間を確保するため、本プランを導入し、大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」と称します。）を定めるものであります。

2. 本プランの対象となる大規模買付

以下 または に該当する買付がなされた場合、本プランの対象となる大規模買付となります。

当社が発行する株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が20%以上となる買付
当社が発行する株券等⁴について、公開買付け⁵に係る株券等の所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

¹ 証券取引法第27条の23第1項に定義されます。

² 証券取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

- ³ 証券取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義されます。
- ⁴ 証券取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。
- ⁵ 証券取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義されます。
- ⁶ 証券取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義されます。
- ⁷ 証券取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義されます。但し、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 1 項で定める者を除きます。

3. 大規模買付ルールの内容

「大規模買付ルール」は、「大規模買付者」が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、それに基づき当社取締役会が大規模買付行為に対する評価検討を行い、大規模買付者ならびに当社取締役会より、株主の皆様の判断に必要なかつ十分な情報が公表された後に、大規模買付行為を開始していただくための手続きを定めています。

(1) 大規模買付者に対する情報提供要請

大規模買付者には、当社取締役会が友好的な買付等であると認めた場合を除き、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、株主の皆様の判断及び当社取締役会の評価検討のために必要かつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」と称します。）を提供していただきます。

「大規模買付情報」の具体的な内容は、大規模買付行為の内容及び態様等によって異なるため、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、先ず当社宛に以下の内容を記載した「意向表明書」をご提出いただきます。

大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先

大規模買付行為の概要

大規模買付者が現に保有する当社株券等の数および今後取得予定の当社株券等の概要
大規模買付ルールを遵守する旨

当社取締役会は、この「意向表明書」の受領後 5 営業日以内に、大規模買付者に対し、「大規模買付情報」の提供を要請します。

なお、当初提出していただいた情報だけでは「大規模買付情報」として不足していると考えられる場合には、追加的に情報を提供していただくことがあります。また、大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付情報の内容は、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表いたします。

当初提出していただくべき大規模買付情報の内容は以下のとおりです。

大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の概要、資本構成、財務内容、経歴、属性、過去の大規模買付行為および結果、コーポレートガバナンス・CSRへの取組状況、資本構成

大規模買付行為の目的、方法および内容（買付対価の種類・金額、買付資金の裏付け、買付の時期、既に保有する当社株券等に関する担保設定状況、当社の資産または今後取得する当社株券等に関する担保設定予定がある場合はその内容および時期を含みます。）

大規模買付行為に際しての、第三者との間における意思決定の有無及び意思連絡が存する場合にはその内容（議決権の行使、取得した株式の売却に関する意思連絡等を含みます。）

買付対価の算定根拠

大規模買付者に対する買付資金の提供者の名称、資本構成、財務内容、その他の概要・属性

大規模買付行為完了後に意図する、当社及び当社グループの経営方針・経営理念、事業計画、資本政策

大規模買付行為完了後に意図する、当社及び当社グループの企業価値を持続的且つ安定的に向上させるための施策、並びに当該施策が当社及び当社グループの企業価値を向上させることの根拠

大規模買付行為完了後に意図する、当社及び当社グループの顧客、取引先、従業員、地域社会その他の利害関係者に関する事項についての変更の有無及びその内容

その他大規模買付行為の妥当性、適法性等を判断するために当社取締役会または「特別委員会」が必要と判断する情報

(2) 当社取締役会による評価・検討

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付情報の提供を完了した後、評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のため、大規模買付手法の態様により以下の、あるいはに掲げる期間（以下、「取締役会評価期間」と称します。）を設定いたします。

対価を現金（円貨）のみとする当社全株式の買付の場合には60日間を上限とします。

上記以外の大規模買付行為の場合は90日間を上限とします。

但し、「取締役会評価期間」は、「特別委員会」の勧告に従い、必要な範囲内で延長することができるものとします。（「取締役会評価期間」を延長する場合は、延長する期間および延長する理由を公表します。）

「取締役会評価期間」中、当社取締役会は、適宜必要に応じて外部専門家及び有識者等の助言を得ながら、提供された大規模買付情報を十分に評価検討し、当社取締役会としての意見をとりまとめ公表します。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

大規模買付行為は、「取締役会評価期間」の終了後にのみ開始されるべきものとします。

4. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が「大規模買付ルール」を遵守しない場合

大規模買付者が「大規模買付ルール」を遵守しない場合（「大規模買付情報」が株主の皆様への判断もしくは当社取締役会が検討するために必要とされる情報として不十分であると「特別委員会」が判断した場合、「取締役会評価期間」中に大規模買付行為が行われる場合を含みます。）には、当社取締役会は、当社企業価値および株主共同の利益の維持・向上を目的として、主として新株予約権の無償割当て、その他法令及び当社定款が取締役会の権限として認める措置（以下、「対抗措置」といいます。）を講じることがあります。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てをする場合の要項は、後述の【ご参考1】「新株予約権の要項」に記載のとおりですが、新株予約権の行使期間、行使条件等の内容については、対抗措置としての効果を勘案して変更することがあります。

(2) 大規模買付者が「大規模買付ルール」を遵守した場合

大規模買付者が「大規模買付ルール」を遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得を行う可能性は排除しないものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、「大規模買付ルール」に従って提供された大規模買付者からの「大規模買付情報」とびそれに対する当社取締役会の意見・代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社企業価値及び当社株主共同の利益を著しく損なう等、当社に回復し難い損害をもたらすと判断される場合には、当社取締役会は、上記4(1)に記載のとおり対抗措置を講じることがあります。具体的には客観的な判断基準として、以下の～の類型に該当すると認められる場合には、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすような場合に該当するものと考えます。

真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買収を行っている判断される場合

当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的で当社株券等の買収を行っている判断される場合

当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株券等の買収を行っている判断される場合

当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社の株式の買収を行っている判断される場合

大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧の二段階買収(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいう)など、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合(但し、部分的公開買付であることをもって当然にこれに該当するものではない)

その他、当該大規模買付行為が、株主をはじめ、顧客、取引先、従業員、地域社会などのステークホルダーの利益や当社に対するステークホルダーからの信頼を損なうことにより、当社企業価値の著しい毀損および維持向上を妨げるおそれがある場合

5. 本プランの合理性・公正さを確保するための措置

(1) 「特別委員会」の設置

大規模買付ルールに則って一連の手続きの進行が行われたか否か、並びに大規模買付ルールが遵守された場合であっても当社企業価値ならびに当社株主共同の利益の維持・向上のために適切と考える一定の対抗措置をとるか否かについては、当社取締役会が最終的判断を行うことから、その判断の合理性、公正性を担保するために、当社は当社取締役会から独立した組織として、当社社外取締役、当社社外監査役を中心に構成される

「特別委員会」を設置いたします。

(2) 対抗措置を発動する場合の手続き

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正さを担保するため、以下の手続きを経ることとします。

まず、当社取締役会は対抗措置の発動に先立ち、「特別委員会」に対し対抗措置の発動の是非について諮問します。

「特別委員会」はこの諮問に対して、対抗措置の発動が当社企業価値ならびに当社株主共同の利益の維持・向上のために、真に資するものであるか否かという観点に基づき検討を行います。検討にあたって、当社取締役会は大規模買付者からの「大規模買付情報」ならびに当社取締役会としての評価・意見・代替案等を「特別委員会」に提供し、「特別委員会」は、上記3(2)に定めた「取締役会評価期間」内に検討を行うものとします。また、「特別委員会」は、適宜必要に応じ当社の費用負担により、当社取締役会が助言を受けた者とは異なる外部専門家及び有識者の助言を受けることができるものとします。

「特別委員会」は、特段の事情が無い限り、委員全員出席のもとで対抗措置発動の是非について最終的な決定を行い、当社取締役会に対し対抗措置発動の是非について勧告を行います。

当社取締役会は、「特別委員会」からの勧告を最大限尊重し、勧告後すみやかに対抗措置を発動するか否かを決議します。発動することが決定された場合には、当社取締役会が別途定める日において対抗措置を発動することになります。

(3) 対抗措置の発動を中止する場合の手続き

「特別委員会」は、大規模買付者が買付けを撤回した場合、もしくは対抗措置発動の勧告を判断した際的前提となった事実関係に変更が生じ、対抗措置発動を実施することが相当でなくなった場合において、当社取締役会に対し対抗措置の発動を中止するよう勧告できるものとします。

当社取締役会は、「特別委員会」からの勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動を中止するか否かを決議します。

対抗措置（新株予約権の無償割当て）の中止が決定された場合には、以下の手続きとなります。

- ・新株予約権の無償割当てが決議され、新株予約権の無償割当て日前日までに中止が決定された場合には、新株予約権の割当てを中止します。
- ・新株予約権の無償割当て実施後、新株予約権の行使期間開始日前日までに中止が決定された場合には、新株予約権者に当社株式を交付することなく、当社による本新株予約権の無償取得を行います。

なお、上記(2)、(3)により、対抗措置の発動および中止が決定した場合には適時適切な開示を行います。

(4) 買収防衛策に関する指針の要件を充足

本プランは、経済産業省および法務省が公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しております。

(5) 株主意思の反映

本プランは平成 19 年 2 月 27 日開催予定の当社定時株主総会において、株主の皆様からご承認いただくことを条件として導入するものです。

また、本プランの有効期間を 2 年間とするサンセット条項を付した上、有効期間中であっても当社定時株主総会において、当社取締役の任期を 1 年と定めておりますので、取締役の選任を通じて株主の皆様の意思を反映することも可能ですし、さらに本プランを廃止する旨の株主総会決議がされた場合においても、本プランは株主の皆様のご意思により廃止することが可能となっております。

6 . 株主及び投資家の皆様にご与える影響等

(1) 本プランの導入時に株主の皆様にご与える影響

本プランの導入時点においては、対抗措置自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありませんが、本プランの導入により、株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切なご判断をすることが可能となりますので、当社企業価値ならびに株主共同の利益に資するものであると考えます。

(2) 対抗措置（新株予約権の無償割当て）発動時に株主の皆様にご与える影響

当社取締役会が具体的な対抗措置を発動することを決定した場合には、適用ある法令及び証券取引所規則等に従って、適時適切な開示を行います。

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途設定する割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式 1 株につき 1 個の割合で、新株予約権が無償にて割当てられます。そして、当社が、当社取締役会が定める日をもって本新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式を新株予約権者に交付する場合には、大規模買付者以外の株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため、これら株主の皆様のご保有する当社株式の希釈化は生じません。

なお、当社は、本プランの発動に係る手続きの過程において、株主の皆様に必要な情報を開示しますが、例えば、大規模買付者が買付けを撤回した等の事情により、新株予約権無償割当て決議がされ、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主様が確定した後の権利落ち日以降、本新株予約権無償割当てまでに、当社が本新株予約権の割当ての中止、または本新株予約権無償割当て実施後、本新株予約権の行使期間開始日前日までに、本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償で本新株予約権を取得する場合がございます。

この場合において、1 株あたり株式の価値の希釈化は生じないこととなりますので、希釈化を前提に売買を行おうとする株主・投資家の皆様におかれましては、株価の変動に十分ご注意ください。

(3) 新株予約権の無償割当てに伴い株主の皆様にご必要となる手続

名義書換

当社取締役会において、新株予約権無償割当て決議をした場合には、当社は、新株予約権の割当てを受けられる株主を特定する日を公告いたします。割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に新株予約権が無償にて割り当てられますので、名義書換未了の株主の皆様におかれましては、速やかに株式の名

義書換手続きを行っていただく必要があります。(なお、証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続きは不要です。)

新株予約権の割当て手続き

割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申し込みの手続きは不要です。

当社による新株予約権の取得の手続き

当社は、行使期間開始日前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が定める日が到来することをもって、全ての新株予約権を無償で取得することができます。

当社は、当社取締役会の決定により、かかる本新株予約権を保有する本新株予約権者に通知し、またはこれに代えて公告を行った上で、当社取締役会が定める日をもって本新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式を本新株予約権者に交付することがあります。この場合には、取得の対象となる本新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、本新株予約権1個当たり原則として当社株式1株の交付を受けることになります。

上記のほか、割当方法、名義書換方法および当社による本新株予約権の取得手続等の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議が行われた後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

7. 本プランの有効期間、廃止および変更

(1) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会において本プランの導入を決議してから、平成21年2月に開催予定の当社定時株主総会終結までの2年間とします。

(2) 本プランの廃止および変更

本プランの有効期間中であっても、以下の場合には本プランを廃止することが可能であるものとします。

当社の定時株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合

当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合

また、関係法令改正や証券取引所その他の公的機関の動向等により本プランの基本的な部分に変更・見直し等が必要な場合は、取締役会決議にて用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替え運用いたしますが、直近の定時株主総会に付議し株主の皆様への承認を得ることとします。

【ご参考 1】「新株予約権の要項」

本プランに基づき無償割当てをする本新株予約権の内容は、以下のとおりです。

1. 新株予約権の内容及び数

新株予約権の数は、当社取締役会が新株予約権の無償割当て決議(以下「新株予約権無償割当て決議」という。)において、当社取締役会が定める一定の日(以下「割当期日」という。)における当社の最終の発行済株式総数(但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。)の数を上限として、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 新株予約権の割り当ての対象となる株主

新株予約権無償割当て決議を行う時に、割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式(但し、当社の有する当社普通株式を除く。)1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

4. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とします。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、対象株式数は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わないものとします。

＜調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率＞

調整後対象株式数は、株式の分割の場合はその基準日の翌日以降、株式の併合の場合はその効力発生日の翌日以降、これを適用します。

上記に定めるほか、株式無償割当て、合併、会社分割等当社の発行済株式数(但し、当社の有する当社株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる行為を行う場合で、対象株式数の調整を必要とするときには、株式無償割当て、合併、会社分割その他の行為の条件等を勘案の上、対象株式数につき合理的な調整を行うものとします。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた価額とします。行使価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

時価とは、新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間(終値のない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

6. 新株予約権の行使期間

新株予約権の無償割当ての効力発生日又は新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記10(2)の規定に基づき当社による新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日にあたる場合は、その翌営業日を最終日とします。

7. 新株予約権の行使の条件

(1) 以下の者は新株予約権を行使することができません。

特定大量保有者

特定大量保有者の共同保有者

特定大量買付者

特定大量買付者の特別関係者

上記 ないし に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者

上記 ないし 記載の者の関連者(以下、「特定買付者等」という。)

「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等(証券取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。)で、当該株券等に係る株券等保有割合(同法第27条の23第4項に定義される。)が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。

「共同保有者」とは、証券取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含む。

「特定大量買付者」とは、公開買付け(証券取引法第27条の2第6項に定義される。)によって当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項に定義される。以下本において同じ。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義される。以下本において同じ。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして同法施行令第7条第3項に定める場合を含む。)に係る株券等の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。)がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。

「特別関係者」とは、証券取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)をいう。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除く。

ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義される。)をいう。

(2) 上記(1)にかかわらず、下記に記載される者は、特定大量保有者又は特定大量買付者に該当しないものとします。

当社、当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。)又は当社の関連会社(同規則第8条第5項に定義される。)

当社を支配する意図がなく、特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、特定大量保有者に該当することになった後10日間（但し、当社取締役会はかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより、特定大量保有者に該当しなくなった者

当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）

その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（特定買付者等に該当すると当社取締役会が認めた者についても、当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会は別途認めることができ、また、一定の条件の下に当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）

（3）新株予約権を有する者は、当社に対し、自らが特定買付者等に該当せず、かつ、特定買付者等に該当する者のために行使しようとしている者ではないこと、及び新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面並びに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとします。

（4）新株予約権を有する者が本規定により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとします。

8．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額は、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

9．新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

10．当社による本新株予約権の取得

（1）当社は、行使期間開始日前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が定める日が到来することをもって、全ての新株予約権を無償で取得することができます。

- (2) 当社は、当社取締役会の決定により、当社取締役会が定める日が到来することをもって、下記 ~ 以外のものが有する本新株予約権のうち未行使のもの全てを取得することができるものとし、これと引き換えに、本新株予約権 1 個につき 1 株の当社株式を交付することができます。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができます。

特定大量保有者

特定大量保有者の共同保有者

特定大量買付者

特定大量買付者の特別関係者

上記 ないし に該当するものから本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者

上記 ないし に該当するものの関係者

11. 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、及び株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件
当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途決定します。

12. 新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。

13. 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、平成 19 年 2 月 27 日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができますものとし、

【ご参考2】「特別委員会について」

1. 特別委員会は、当社株主総会において「大規模買付行為に関する対応方針」が決議されることを条件として、当社取締役会の決議により設置されます。
2. 特別委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している
当社社外取締役
当社社外監査役
社外の有識者
のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任します。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければなりません。
3. 特別委員会委員の任期は、選任の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではありません。また、社外取締役又は社外監査役であった特別委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、特別委員会委員としての任期も同時に終了するものとします。
4. 特別委員会は以下の事項について判断し、当社取締役会に対し勧告を行うものとします。当社取締役会は特別委員会からの勧告を最大限尊重した上で、新株予約権無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行います。なお、特別委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社企業価値ならびに株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的とはなりません。
対抗措置発動の実施又は不実施
対抗措置発動の中止
本プランの廃止又は変更（但し、変更については、本対応方針に反しない範囲、又は、会社法、証券取引法その他の法令もしくは証券取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲に限る。）
その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項
5. 上記に定めるところに加え、特別委員会は、以下の各号に記載されている事項を行うことができるものとします。
本プランの対象となる買付等への該当性の判断
買付者等及び当社取締役会が特別委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
買付者等の買付等の内容の精査・検討
買付者等との交渉・協議
代替案の提出の要求・代替案の検討
評価・意見の公表
取締役会評価期間の延長
その他本プランにおいて特別委員会が行うことができると定められた事項
当社取締役会が別途特別委員会が行うことができるものと定めた事項

6. 特別委員会は、買付者等に対し、「大規模買付情報」の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、本必要情報を追加的に提出するよう求めることができます。
また、特別委員会は、「大規模買付情報」が提出された場合、当社の取締役会に対しても、特別委員会が定める所定の合理的な期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他特別委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができます。
7. 特別委員会は、必要があれば、直接又は当社取締役会等を通して間接に、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、買付者等に対し、買付内容等の改善を申し入れることができます。
8. 特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他特別委員会が必要と認める者の出席を要求し、特別委員会が求める事項に関する説明を求めることができます。
9. 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができます。
10. 特別委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも特別委員会を招集することができます。
11. 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その出席委員の過半数をもってこれを行うことができます。

< 特別委員会委員候補者の略歴 >

氏名 ^{ささべ} 雀部 ^{しゅうご} 昌吾 (昭和4年7月3日生)

略歴 昭和27年 3月 阪東調帯護株式会社入社
昭和49年 5月 バンドー化学株式会社取締役
昭和63年 6月 同社取締役社長
平成10年 6月 同社取締役会長
平成18年 6月 同社相談役 (現任)
(平成19年 2月 当社社外監査役に選任予定)
(他の法人等の代表状況)
学校法人神戸薬科大学理事長

氏名 近藤 定男 (昭和13年1月18日生)

略歴 昭和35年 4月 東京三洋電機株式会社入社
平成 5年 2月 三洋電機株式会社取締役
平成10年 6月 同社取締役社長
平成12年 11月 同社取締役
平成16年 2月 当社社外監査役 (現任)
平成17年 11月 三洋電機株式会社相談役
平成18年 7月 同社常任顧問 (現任)
(平成19年 2月 当社社外取締役役に選任予定)

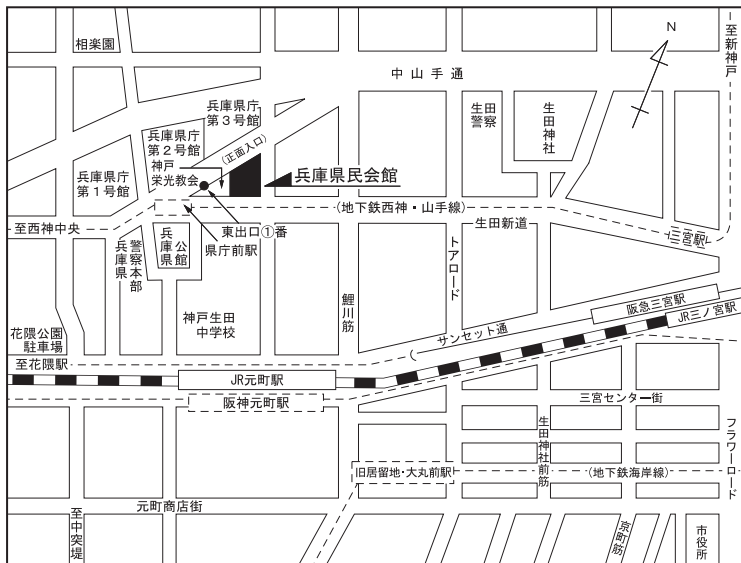
氏名 中村 俊雄 (昭和16年6月9日生)

略歴 昭和39年 3月 日本生命保険相互会社入社
平成 3年 7月 同社取締役特別法人営業本部長 (平成5年7月退任)
平成 5年 6月 ニッセイ基礎研究所専務取締役 (平成17年6月退任)
平成15年 4月 明治学院大学経済学部非常勤講師 (現任)
平成18年 2月 当社社外監査役 (現任)

* 上記特別委員会委員候補者はいずれも会社法に定める社外取締役、社外監査役の要件を満たしており、また、上記特別委員会委員候補者と当社との間には、顧客、取引先、その他(委託、融資、保証、顧問契約を含む)、特別な利害関係はありません。

以 上

株主総会会場のご案内



会 場 神戸市中央区下山手通四丁目16番 3号

兵庫県民会館 11階ホール

最寄駅 地下鉄西神・山手線県庁前駅より 徒歩で約2分(東出口 番)

JR元町駅、阪神元町駅より 徒歩で約7分

JR三ノ宮駅、阪急三宮駅より 徒歩で約15分